

## 「2023年度合格目標 実戦答練 労働者災害補償保険法」から

### 第55回社労士試験【選択式】労災法 空欄B及び空欄Cの出題が的中しました!

#### LEC教材掲載内容(抜粋)

[RU23580 p.4-p.5 (問2)]

- 2 労災保険法第14条第1項本文の規定によれば、休業補償給付は、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために  の第  から支給するものとされ、その額は、1日につき給付基礎日額の  に相当する額とされている。

解答  → ⑭賃金を受けない日  
 → ④ 4日目  
 → ⑨ 100分の60

#### 本試験出題はこうでした!

第55回 社労士試験 問題  
【選択式】労働者災害補償保険法 【空欄B及び空欄C】

- 1 労災保険法第14条第1項は、「休業補償給付は、労働者が業務上の負傷又は疾病による  のため労働することができないために賃金を受けない日の第  日目から支給するものとし、その額は、一日につき給付基礎日額の  に相当する額とする。ただし、〔以降略〕

解答  → ⑬療養  
 → ⑦ 4  
 → ② 100分の60



# 実戦答練・公開模試からも的中!